

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢だったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年12月10日付けの徴収金決定通知書（別紙1のとおり。以下「本件処分通知書」という。）により行った、法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

1 法78条の要件を満たさない

本件処分は法78条を根拠として行われているものであるが、法78条の法的性質は不法行為に基づく損害賠償請求である。不法行為に基づく請求は、不法行為者の故意・過失の存在を前提としているのであるから、法78条に関する請求についても、不正受給者の故意・過失を前提として請求がなされているものと考えられる。

法78条の徴収金は、故意に収入を隠匿したことの要件としているが、当時生活保護受給対応をしていた世帯主は亡夫であり、請求人自身は生活保護の手続きに不案内な状況であったことから、請求人には

同条が要求する故意が認められない。よって、法78条の要件を満たさない本件処分は誤りがある。

2 請求人は本件処分に関する債務を負わない

前回審査請求は、審理中に処分庁が審査請求の対象となっている徴収金決定を取り下げしたことにより、審査請求が却下となったという経緯がある。その後、処分庁は、費用徴収の理由部分を変更し、令和3年12月10日付で再度徴収金決定（本件処分）を行っている。

徴収金決定通知書（本件処分通知書）によると、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの費用について徴収金決定がなされている。しかし、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間において、生活保護の受給対応していた世帯主は、請求人の亡夫であるので、本件処分の主体は亡夫であり、決定により発生する債務は亡夫の債務である。本件徴収金決定（本件処分）は、請求人に対してなされている点で、決定の主体の面で誤りがある。請求人自身は本件処分の主体となっておらず、債務をそもそも負っていないため、請求人に對し徴収金決定をかけている点で、債務の主体につき誤りがある。

なお、請求人は相続放棄を行っているため、亡夫の債務を相続しない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|--------------|---------------|
| 令和 7年 4月 9日 | 諮問 |
| 令和 7年 5月 27日 | 審議（第100回第2部会） |
| 令和 7年 6月 27日 | 審議（第101回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとすると規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 世帯単位の原則について

法10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定める。

(3) 資料の提供等

法29条1項は、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。

(4) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 費用徴収額決定

ア 法78条1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知・令和3年1月7日社援保発第0107第1号第7次改正）の3は、法78条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととしている。

そして、同4は、不正受給に対する徴収金への加算について、保護費を支弁した都道府県及び市町村の長は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できる法78条の規定から、加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実発覚後、返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況も考慮し、判断に当たっては、原則としてケース診断

会議等において総合的に検討を行う必要があるとしている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知・令和3年1月7日社援保発0107第1号第8次改訂）のIV・4・(1)は、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解している。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13－23の答(3)は、法78条を適用する場合に關し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適當ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

オ 上記各保護課長通知は、生活保護行政の適正な運営という観点から、関連事項を整理したものであり、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、いずれも実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、亡夫は、二男が○○に伴う世帯分離の解除により請求人世帯の世帯員として保護を受ける際、二男が就労による収入を得ていたにもかかわらず、処分庁に対して無収入である旨の申告をし、保護開始後も当該就労収入等について処分庁に報告することなく保護を受けていたことが認められる。

二男の就労に伴う収入認定額の状況からも日常的に就労している状態であったことが認められ、同居する長男が処分庁に対して二男の就労がうかがわれる旨を申述していることからしても、亡夫が二

男の就労の事実を全く把握していなかったとはいいがたい。

そして、本件未申告収入の件のみならず、請求人の属する世帯は、これまでも二男を含む世帯員が就労収入を申告せずに保護の受給を繰り返し、世帯主であった亡夫は、収入申告について処分庁から法27条1項に基づく指示を受けていることからも、法61条に定める報告義務（上記1・(4)）について十分に認識していながら、それに反して不実の申告によって二男を世帯員として保護を受けたといえ、そのことが処分庁による法29条に基づく調査の結果、本件未申告収入を得ていたことが判明したことからすれば、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(5)・イ）に該当するというべきである。

(2) そして、処分庁は、請求人について不実の申請その他不正な手段により保護を受けさせていたものに当たるとするところ、請求人は、確認書への署名や世帯収入に関する義務や手続について理解していた事実はなく、二男が〇〇後もアルバイトをしていたことは把握しておらず、亡夫が存命中における保護の対応は、亡夫が一切行っており、請求人が二男の就労について把握し、申告が可能な立場ではなかったことから、不正な手段で保護を受けさせた事実がない旨主張する。

しかし、請求人自身の未申告就労収入が発覚した際に、処分庁は亡夫とともに請求人に対して世帯員への説明を含めて指導しており、その際、本人に確認書を示さなかつたとは考えがたい上、その後の訪問指導や事務所での面談の際にも収入申告について指導を受けており、請求人自身に限らず、世帯員の収入申告義務について十分認識を有したというのが相当である。また、亡夫と同様、請求人が同居する二男の就労の事実を全く把握していなかつたとは到底いいがたい。さらに、請求人は、収入申告についての指導に限らず、基準内での生活維持、転居指導や自身に対する求職指導を受けて、それらの機会に家族の状況の聴き取りにも対応していることがうかがわれ、これらのことからすれば、請求人が二男の就労について把握し

ておらず、世帯員の収入申告義務についても認識がなく、また、保護に関する対応は一切行っていないことから、申告が可能な立場ではなかったとする主張は採用できない。

法78条1項所定の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚構の事実を申告することだけでなく、消極的に申告すべき事実を隠ぺいすることも含まれ（平成28年9月21日さいたま地方裁判所判決・判例地方自治425号81頁、上記1・(5)・ウ）、請求人は、当時世帯主ではなく、二男に係る無収入申告書を提出したのは亡夫であったとしても、上記のとおり、二男の就労や収入申告義務について認識を有していながら、申告を促すこともなく、世帯の生活について処分庁から指導、助言を受ける立場にあって、請求人から申告することも可能な状況であったにもかかわらずそれをしなかったことを踏まえれば、請求人自身についてみても、消極的に申告すべき事実を隠ぺいし、不実の申請その他不正な手段により保護を受けさせたものに当たるというのが不当であるとはいえない。

(3) また、請求人は、本件未申告収入に係る期間における保護費は亡夫が受給し、手続も亡夫がしており、本件処分の主体は亡夫であって、亡夫の債務について請求人は相続放棄していることから、請求人に対する徴収決定が誤りであると主張する。

しかし、請求人自身について、不実の申請その他不正な手段により保護を受けさせたものに当たるということが不当とはいえないことは上記(2)のとおりであり、本件処分は、あくまでも請求人に対して行われたものであって、亡夫に対する処分とは別個のものであることから、請求人に対する徴収決定が誤りとする主張は採用できない。

(4) 法78条に基づく費用の徴収額は、不実の申請その他不正な手段により受けた保護費の額の全部又は一部を徴収することができるほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額を徴収できるとされ（上記1・(5)・ア）、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきとされているところ（同・エ）、請求人世帯においては、

これまでにも未申告による就労収入を得て費用徴収された事情を重ねていることが認められ、本件未申告収入発覚後、積極的に返還に応じているような事情もうかがわれず、これを上記 1・(5)・イ及びエに照らしてみれば、処分庁が上記事情を踏まえてケース診断会議で検討の上、法 29 条に基づく調査により把握した収入額について所定の控除後の額（1, 568, 775 円）に 100 分の 40 を乗じて得た額（627, 510 円）を加えた額（2, 196, 285 円）を徴収することとしたことが違法、不当とは認められない。

(5) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己